

自治会長 様

自治会へのお知らせ

コミュニティ助成制度（宝くじ社会貢献広報事業） 応募のお知らせ —令和6年度分の事前申請について—

（財）自治総合センターでは、宝くじ社会貢献広報事業として、自治会等の団体が利用するコミュニティ活動に必要な備品等の購入及びコミュニティセンター（公民館等）建設に対して助成を行っています。

令和6年度に対象事業を予定している自治会は、期日までに申請をお願いします。

◎助成制度のポイント

◎応募しても採択されないことがあります

この助成制度は、（財）自治総合センターが内容を審査し決定します。全国から応募があり、年によって採択される団体数も異なります。応募した団体が必ず助成されるとは限りませんのでご了承ください。

◎自治会活動に関係する主な助成事業は2つ

①自治会活動に必要な備品等の購入

②コミュニティセンター（公民館等）の建設



【一般コミュニティ助成事業】

助成額 100万円以上250万円以下
助成率 全額補助（10万円未満切捨）
募集 6団体（多数の場合は必要性を審査。同順位の場合は抽選により優先順位を決定）

【コミュニティセンター助成事業】

助成額 1,500万円まで
助成率 5分の3以内（10万円未満切捨）
募集 1団体（多数の場合は必要性を審査・抽選）
対象 認可地縁団体であること

※2つの助成制度の詳細内容は2ページ目をご覧ください。

※適正な価格を判断するため、できる限り2社以上の見積りで事業費を算出してください。

※自主防災組織で整備する事業は、防災安全課（電話 25-2111）までお問合せください。

◎令和6年度分の助成は今年度の申請が必要

来年度事業に対しての助成を希望する団体は、あらかじめ今年度申請しなければ助成が受けられません。 **令和5年9月22日（金）**までに市ホームページに掲載の計画書等を提出してください。

印刷した書類の送付を希望される場合は、まちづくり課までご連絡ください。

※計画書等の提出先は、まちづくり課または各連絡所です。



必ず2ページ目をご覧ください。
お問い合わせは、右記までご連絡
ください。

発行 美濃加茂市市民協働部まちづくり課
電話 0574-24-0108
住所 太田町 3431-1（市役所本館2階）

【一般コミュニティ助成事業の概要】

自治会等コミュニティ組織が主催する活動に関する備品購入（地域のお祭り等に使用するやぐらや音響設備、テント等）に対して助成します。

- 対象団体 自治会及びその連合体等
- 助成額 応募1件につき100万円以上250万円以下（全額補助。10万円未満切捨）
※令和6年5月以降に購入するものが対象です。
※購入備品の変更は原則できませんので、応募段階で購入内容を十分に精査してください。
- 提出書類 応募には次の書類の提出が必要となります。
 - ①コミュニティ助成事業補助金実施計画書（Word様式は市ホームページにあります）
 - ②事業収支の内訳（Word様式は市ホームページにあります）
 - ③自治会規約及び令和5年度の事業計画及び予算書
 - ④見積書等の写し（購入備品の品番は必ず明記をお願いします）
 - ⑤事業内容に関する資料（カタログ等のカラーコピー、事業の企画書等）

【コミュニティセンター助成事業の概要】

自治会等の公民館施設の建設または大規模修繕に対して助成します。

- 対象団体 自治会及びその連合体等（認可地縁団体であること）
- 助成額 対象となる事業費の5分の3以内の額。上限額1,500万円（10万円未満切捨）。
※令和6年5月以降に建設及び大規模修繕する公民館施設が対象です。
※申請後に設計等の変更は原則できません。
- 提出書類 応募には次の書類の提出が必要となります。
 - ①コミュニティ助成事業補助金実施計画書（Word様式は市ホームページにあります）
 - ②事業収支の内訳（Word様式は市ホームページにあります）
 - ③自治会規約及び令和5年度の事業計画及び予算書
 - ④見積書等の写し（購入備品がある場合は、必ず品番の明記をお願いします）
 - ⑤事業内容に関する資料（企画書等。購入備品がある場合はカタログ等のカラーコピー）
 - ⑥建物の平面図・立面図
 - ⑦財源に関する資料（預金通帳の写し等。自己財源の根拠となる資料）
 - ⑧総会時の議事録（コミュニティセンター建設の決定に対する住民の総意がわかる資料）※建設完了後、令和7年3月31日までに建物の保存登記（認可地縁団体名義）が必要

この助成制度の詳細につきましては、(財)自治総合センターのホームページでご確認いただくか、まちづくり課（24-0108）までお問い合わせください。

宝くじ助成制度には、一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業の他に、次の助成事業があります。申請については、担当課にお問合せください。

【地域防災組織育成助成事業】

担当課：防災安全課（内線272）

自主防災組織が行う防災活動に必要な設備等の整備に対して助成します。

- 対象団体 自主防災組織等
- 助成額 30万円から200万円まで
※事業区分により限度額が異なります

【青少年健全育成助成事業】

担当課：ひとづくり課（内線358）

スポーツ振興課（内線298）

青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加するソフト事業でスポーツやレクリエーション活動に対して助成します。

- 対象団体 自治会等
- 助成額 30万円から100万円まで